

弁護士報酬基準一覧表(1)

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
法律相談等	1 法律相談	初回市民法律相談料 30分ごとに 5000円から1万円の範囲内の一定額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「定額」を定める。	
		一般法律相談料 30分ごとに 5000円から2万5000円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。	
	2 書面による鑑定	鑑定料 複雑・特殊でないときは10万円から30万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。	
民	1 訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く)、非訟事件、家事審判事件、行政事件及び仲裁事件	着手金 事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3000万円以下の場合 5%+ 9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 3%+ 69万円 3億円以上の場合 2%+ 369万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は10万円	特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。 算定可能な場合の算定基準 イ 金銭債権 債権総額(利息及び遅延損害金を含む) ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額 ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額 ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額 ホ 所有権 対象たる物の時価相当額 ヘ 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額 ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額 チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額 リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額 ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額 ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額 オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額 ワ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額 カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額 ヨ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額) 算定不能な場合の算定基準 800万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。 ※ 経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。
		報酬金 事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 16% 300万円を超え3000万円以下の場合 10%+ 18万円 3000万円を超え3億円以下の場合 6%+ 138万円 3億円以上の場合 4%+ 738万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	
事	2 調停及び示談交渉事件	着手金 1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1 ※ 着手金の最低額は10万円	
		着手金 事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+ 3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+ 18万円 3億円以上の場合 0.3%+ 78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は10万円	
事	3 契約締結交渉	着手金 事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+ 3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+ 18万円 3億円以上の場合 0.3%+ 78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 着手金の最低額は10万円	
		報酬金 事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3000万円以下の場合 2%+ 6万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1%+ 36万円 3億円以上の場合 0.6%+ 156万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	
件	4 督促手続事件	着手金 事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+ 3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+ 18万円 3億円以上の場合 0.3%+ 78万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※ 訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。 ※ 着手金の最低額は5万円	
		報酬金 1又は5の額の2分の1 ※ 報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。	
件	5 手形・小切手訴訟事件	着手金 事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3000万円以下の場合 2.5%+ 4.5万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1.5%+ 34.5万円 3億円以上の場合 1%+184.5万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 ※着手金の最低額は5万円	
		報酬金 事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3000万円以下の場合 5%+ 9万円 3000万円を超え3億円以下の場合 3%+ 69万円 3億円以上の場合 2%+ 369万円 ※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	

事 件 等		報酬の種類		弁 護 士 報 酬 の 額		備 考			
6	離婚事件	着 報	手 酬	金 金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。 ※ 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。				
	調停事件 交渉事件				それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。 ※ 離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。				
7	境界に関する事件	着 報	手 酬	金 金	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。 ※ 1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※ 上記の額は、依頼者の経済的實力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。		※ 境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。 ※ 調停及び示談交渉事件の場合は、左の額を、それぞれ3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の額又は1の額の2分の1。		
8	借地非訟事件	着 手 金		金	借地権の額が5000万円以下の場合 20万円から50万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。		※ 調停事件・示談交渉事件は左に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の着手金の額の2分の1。		
					借地権の額が5000万円を超える場合 上記の「標準となる額」に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額				
					報 酬 金	申 立 人 の 場 合		申立の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
								相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
								申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。								
報 酬 金	相 手 方 の 場 合	財産上の給付の認容	財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。						
9	保全命令申立事件等	着 手 金	1の着手金の額の2分の1。審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。 ※ 着手金の最低額は10万円	報 酬 金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1。 審尋又は口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の3分の1。 本案の目的を達したとき 1の報酬金に準じて受けることができる。	※ 本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。			
10	民事執行事件	着 手 金	1の着手金の額の2分の1。	報 酬 金	1の報酬金の額の4分の1。	※ 本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分1を限度とする。 ※ 着手金の最低額は5万円。			
		報 酬 金							
	執行停止事件	着 手 金	1の着手金の額の2分の1。	報 酬 金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1。				
		報 酬 金							
11	破産・会社整理・特別清算、会社更生・民事再生の申立事件	着 手 金	資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模、事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 50万円以上 (2) 非事業者の自己破産 20万円以上 (3) 自己破産以外の破産 50万円以上 (4) 会社整理 100万円以上 (5) 特別清算 100万円以上 (6) 会社更生 200万円以上 (7) 事業者の民事再生 100万円以上 (8) 非事業者の民事再生 30万円以上 (9) 小規模個人再生・給与 所得者等再生 20万円以上		※ 保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。				

事 件 等	報酬の種類	弁 護 士 報 酬 の 額	備 考
民 事 事 件		自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみ受任した場合は②の2分の1。 民事再生法235条の免責申立事件（免責異議申立事件を含む）は⑧⑨の2分の1	
	報 酬 金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する）。 ただし、前記①②の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。 前記⑦⑧⑨の民事再生事件は手続開始決定後手続終了まで執務の対価として月額で定める弁護士報酬を受けることができる。民事再生事件の報酬金は、1に準ずる（具体的算定にあたっては既に受領している月額の定める弁護士報酬の額を考慮する）。ただし、再生計画認可決定を受けたときに限る。	
	12 任意整理事件（11の各事件に該当しない債務整理事件）	着 手 金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の任意整理 50万円以上 (2) 非事業者の任意整理 20万円以上
	報 酬 金	イ 事件が清算により終了したとき (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資産額（債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下同じ）につき 500万円以下の場合 15% 500万円を超え1000万円以下の場合 10% + 25万円 1000万円を超え5000万円以下の場合 8% + 45万円 5000万円を超え1億円以下の場合 6% + 145万円 1億円以上の場合 5% + 245万円 (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資産額につき 5000万円以下の場合 3% 5000万円を超え1億円以下の場合 2% + 50万円 1億円以上の場合 1% + 150万円 ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる。 ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。	
13 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	着 手 金	1の着手金の額の3分の2の額	※ 審尋又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。 ※ 着手金の最低額は10万円
	報 酬 金	1の報酬金の額の2分の1の額	

弁 護 士 報 酬 基 準 一 覧 表 (2)

※簡易計算一覧表

事 件 等	報 酬 の 種 類	弁 護 士 報 酬 の 額		備 考	
刑 事 事 件	1 起訴前及び起訴後 (第一審及び上訴審をいう。以下同じ)の事 案簡明な刑事事件	着 手 金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。		※ 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く)をいう。 ※ 同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。 ※ 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減される場合は着手金及び報酬金を減額することができる。 ※ 検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、費やした時間執務量を考慮したうえで、1による。
		報 酬 金	起 訴 前	不起訴 20万円から50万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。 求略式命令 上記の額を超えない額	
		起 訴 後	刑の執行猶予 20万円から50万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。 求刑された刑が軽減された場合 上記の額を超えない額		
	2 起訴前及び起訴後の 1以外の事件及び再審 事件	着 手 金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上 ※ この範囲内で、各弁護士会が1の着手金と連続する形で「最低額」を定める。		
		報 酬 金	起 訴 前	不起訴 20万円から50万円の範囲内の一定額以上 ※ この範囲内で、各弁護士会が1の報酬金と連続する形で「最低額」を定める。 求略式命令 20万円から50万円の範囲内の一定額以上 ※ この範囲内で、各弁護士会が1の報酬金と連続する形で「最低額」を定める。	
			起 訴 後	無 罪 50万円を最低額とする一定額以上 ※ この「最低額」も各弁護士会が定める。 刑の執行猶予 20万円から50万円の範囲内の一定額以上 ※ この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定める。 求刑された刑が軽減された場合 軽減の程度による相当額	
検察官上訴が棄却された場合 20万円から50万円の範囲内の一定額以上 ※ この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定める。					
3 再審請求事件	着 手 金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上 ※ この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定める。			
	報 酬 金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上 ※ この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定める。			
4 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着 手 金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。			
5 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着 手 金	1件につき	10万円以上		
	報 酬 金	依頼者との協議により受けることができる。			
少 年 事 件	1 家庭裁判所送致前及び送致後 2 抗告・再抗告及び保護処分取消	着 手 金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。		※ 家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の親護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額することができる。 ※ 同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。 ※ 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減される場合は着手金及び報酬金を減額することができる。 ※ 逆送致事件は、刑事事件の1及び2による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。
		報 酬 金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 20万円から50万円の範囲内の一定額以上 ※ この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定める。		
	その他 20万円から50万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。				

事件等(手数料の項目)	分 類	弁 護 士 報 酬 (手 数 料) の 額	備 考	
裁 判 上 の 手 数 料	1 証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる)	基 本	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額	

事件等(手数料の項目)	分 類	弁護士報酬(手数料)の額	備 考	
裁 判 上 の 手 数 料	2 即決和解(本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない)	示談交渉を要しない場合 経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+ 7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+ 22万円 3億円以上の場合 0.3%+ 82万円		
		示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、民事事件の2, 6ないし8による。	
	3 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額	
	4 倒産整理事件の債権届出	基 本 5万円から10万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。 特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
	5 簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの)		10万円から20万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。	
裁 判 の 外 の 手 数 料	1 法律関係調査(事実関係調査を含む)	基 本 5万円から20万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。 特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型 経済的利益の額が1,000万円未満のもの	5万円から10万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。	
		定型 経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	10万円から30万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。	
		定型 経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上	
		非定型 基 本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+ 7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+ 28万円 3億円以上の場合 0.1%+ 88万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
		公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。	
	3 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし 基 本	1万円から3万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。 特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		弁護士名の表示あり 基 本	3万円から5万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。 特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		4 遺言書作成 定型	10万円から20万円の範囲内の額 ※ この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定める。	
非定型 基 本		経済的な利益の額が 300万円以下の場合 20万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+ 17万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+ 38万円 3億円以上の場合 0.1%+ 98万円		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。		
5 遺言執行	基 本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 30万円 300万円を超え3000万円以下の場合 2%+ 24万円 3000万円を超え3億円以下の場合 1%+ 54万円 3億円以上の場合 0.5%+ 204万円		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額		
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。		
6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 4% 1000万円を超え2000万円以下の場合 3%+ 10万円 2000万円を超え1億円以下の場合 2%+ 30万円 1億円を超え2億円以下の場合 1%+ 130万円 2億円を超え20億円以下の場合 0.5%+ 230万円 20億円以上の場合 0.3%+ 630万円		

事件等(手数料の項目)	分類	弁護士報酬(手数料)の額	備考
裁判外の 手数料	7 会社設立等以外の登記等	申請手続 1件 ※ 事案によっては増減額できる。 5万円	
		交付手続 登記簿謄抄本, 戸籍謄抄本, 住民票等の交付手続は, 1通につき 1000円	
8 株主総会等指導	基本	30万円以上	
	総会準備も指導する場合	50万円以上	
9 現物出資等証明(商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の3第3項等に基づく証明)		1件 30万円 ※ 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易, 繁簡等を考慮して増減額できる。	
10 簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		次により算定された額 給付金額が150万円以下の場合 3万円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2% ※ 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。	

事件等	分類	弁護士報酬の額	備考
任意後見及び財産管理・身上監護	任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結に先立つ調査	手数料 基本 5万円から20万円の範囲内 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額	※第38条第2号の法律関係調査に関する規定準用
	任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理	月額で定める報酬 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合 月額5000円から5万円の範囲内の額	
		依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて, 収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 月額3万円から10万円の範囲内の額	
		不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合 月額で定める報酬とは別にこの規程の定めにより算定された弁護士報酬を受けることができる。	
任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結後, その効力発生までの訪問面談	手数料	1回あたり5000円から3万円の範囲内の額	

報酬の種類	区分	弁護士報酬の額	備考
顧問料	事業者の顧問料	月額5万円以上	
	非事業者の顧問料	年額6万円(月額5000円)以上	
日当	半日 1日	3万円以上5万円以下 5万円以上10万円以下	半日(往復2時間を超え4時間まで) 1日(往復4時間を超える場合)

- (注) 1 各弁護士会は, 日弁連の報酬等基準規程を基準とし, その所在地域における経済事情その他地域の特性を考慮して弁護士の報酬に関する標準を示す規定を定める。
- 2 依頼者との協議により, 上の表によらず, 弁護士報酬の額を1時間ごとに1万円以上の時間制(日当を含み, 実費を含まない)にすることができる。
- 3 弁護士報酬の支払時期
イ 着手金 事件又は法律事務(以下「事件簿」という)の依頼を受けたとき
ロ 報酬金 事件等の処理が終了したとき
ハ その他弁護士報酬 規定に特に定めのあるときはそれに従い, 定めがないときは依頼者との協議により定められたとき
- 4 イ 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし, 裁判上の事件は審級ごとに, 裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。
ロ 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は, 特に定めのない限り, 最終審の報酬金のみを受ける。
- 5 イ 弁護士は各依頼者に対し, 弁護士報酬を請求することができる。
ロ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは, 弁護士報酬を減額することができる。
ハ 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは, 各弁護士は, 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり, かつその事情を依頼者が認めたときには, それぞれの弁護士報酬を請求することができる。
- 6 イ 弁護士は依頼者に, あらかじめ弁護士報酬等について十分説明しなければならない。
ロ 弁護士は, 委任契約書が作成されている場合を除き, 依頼者から申し出があるときは, 弁護士報酬の額, その算出方法及び支払時期に関する事項を記載した報酬説明書を交付しなければならない。
- 7 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別な事情にあるときは, 弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除できる。
- 8 事件等が特に重大若しくは複雑なとき, 審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じたときは, 弁護士報酬を増額することができる。
- 9 着手金及び報酬金を受ける事件等につき, 依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により, 着手金を規定どおり受けることが相当でないときは, 着手金を減額して, 報酬金を増額することができる。ただし, この場合において, 着手金及び報酬金の合計額は, 民事事件1により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

10

- イ 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じ、清算する。
 - ロ イにおいて、弁護士のみで重大な責任があるときは、弁護士せ受領済の弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しないことができる。
 - ハ イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にするととき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。
- 11 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
 - 12 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。
 - 13 日弁連規程に定める基準は、消費税法（昭和63年法108）に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額を含まない。